

重要な後発事象として注記する場合も

X 改正会社法に係る 計算書類の留意事項

EY 新日本有限責任監査法人
公認会計士

宮崎 徹

【この章のエッセンス】

- 改正会社法および改正省令は、一部を除いて、2021年3月1日より施行される。
- 上場会社の取締役等への報酬として株式の無償交付が可能となる。
- 100%子会社にしない場合にも自社の株式を対価として子会社化できる株式交付制度が新設される。
- 事業報告において、役員等賠償責任保険契約等に関する記載の追加、取締役等の報酬に関する記載の拡充など、記載項目が拡充される。

2019年12月4日に「会社法の一部を改正する法律」(以下、「改正会

社法」という)が成立し、同月11日に公布された。また、会社法の改正に伴い、2020年11月27日に、「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(以下、「改正省令」という)が公布され、会社法施行規則(以下、「会施規」という)および会社計算規則(以下、「会計規」という)が改正された。本章では、改正会社法および改正省令の概要を示したうえで、2021年3月期決算に影響を及ぼす事項を中心に、会計処理、また、事業報告を含む開示に関して解説していく。なお、文中において引用する法令の条番号は、特に断らない限り、改正会社法、改正省令による改正後のものである。また、文中における意見の部分は、筆者の私見であることを申し添える。

改正会社法の概要

(1) 経緯

2014年の会社法改正時に設けられた附則において、企業統治に係る制度のあり方について、必要に応じて所要の措置を講ずるものとされており、また、2014年の改正後にも、会社法のさらなる見直しについて、さまざまな指摘がされていた。このため、これらの指摘等を踏まえ、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営および取締役等の職務の執行の一層の適正化等を図るため、会社法の一部が改正された。

(2) 施行日

改正会社法の施行日は図表1のとおりである。

(3) 主な改正内容

改正会社法の主な内容は次のとおりであり、後記「取締役等の報酬に関する規律の見直し」以降で解説する。

(図表1) 改正会社法の対象項目別の施行日

| 対象項目 | 施行日 |
|---------------------|--|
| ・以下を除いたすべての項目 | 2021年3月1日 |
| ・株主総会資料の電子提供制度の創設 | 改正会社法の公布日(2019年12月11日)から起算して3年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| ・会社の支店の所在地における登記の廃止 | |

(出所) 改正会社法附則に基づき筆者作成

- ・取締役の報酬に関する規律の見直し(後記「取締役等の報酬に関する規律の見直し」参照)
- ・株式交付制度の新設(後記「株式交付制度の新設」参照)
- ・株主総会資料の電子提供制度の新設および整備
- ・事業報告に関する規定の改正(後記「その他の改正」参照)